

第2節 消防職団員の活動

1 活動状況

(1) 消防団員の活動状況

東日本大震災における被災地消防団の活動をはじめ、平成25年台風第26号における住民の避難誘導等の消防団員の献身的な活動は、地域に大きく貢献している。

このように全国の消防団は、地域の防災力の中心として、昼夜を分かたず果敢に活動し、被害の拡大防止や、地域住民の安心・安全の確保に貢献している。その支えとなっているのが、日頃の訓練と「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精

神である。消防団員は、地域に居住又は勤務する住民により構成され、地域に密着しており、地理や住民の居住先等の地域情報を十分に把握しているため、大規模災害時には特に能力を発揮している。

一方、平常時の活動としては、訓練のほか、応急手当等の普及指導や住宅の防火訪問の実施、広報紙の発行など、各地で活発な取組が行われている。

このように、消防団は地域における身近な消防防災のリーダーとして、地域の安心・安全のため重要な役割を担っている。

(2) 出動状況

平成24年中における全国の消防職団員（消防職

第2-2-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(平成24年中)(単位:回、人)

		消防職員	消防団員	計	構成比(%)
火 災	回数	49,289	34,991	84,280	0.9
	延人員	878,200	925,359	1,803,559	4.4
救 急	回数	5,802,455	566	5,803,021	61.3
	延人員	17,795,536	3,094	17,798,630	43.6
救 助 活 動	回数	86,637	1,391	88,028	0.9
	延人員	1,062,570	8,462	1,071,032	2.6
風水害等の災害	回数	15,863	6,336	22,199	0.2
	延人員	72,344	191,307	263,651	0.6
演 習・訓 練 等	回数	426,905	220,924	647,829	6.8
	延人員	2,474,751	4,436,763	6,911,514	16.9
広 報・指 導	回数	364,251	97,834	462,085	4.9
	延人員	1,426,618	994,404	2,421,022	5.9
警 防 調 査	回数	469,784	15,170	484,954	5.1
	延人員	1,612,700	156,527	1,769,227	4.3
火 災 調 査	回数	47,411	25	47,436	0.5
	延人員	211,498	261	211,759	0.5
特 別 警 戒	回数	94,607	86,349	180,956	1.9
	延人員	669,890	1,353,245	2,023,135	5.0
捜 索	回数	6,361	2,412	8,773	0.1
	延人員	44,487	81,584	126,071	0.3
予 防 査 察	回数	774,055	2,002	776,057	8.2
	延人員	1,867,162	36,331	1,903,493	4.7
誤 報 等	回数	36,732	4,080	40,812	0.4
	延人員	421,643	53,255	474,898	1.2
そ の 他	回数	675,855	148,180	824,035	8.7
	延人員	2,658,913	1,420,487	4,079,400	10.0
計	回数	8,850,205	620,260	9,470,465	100
	延人員	31,196,312	9,661,079	40,857,391	100

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。
 3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。
 4 小数第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

員及び消防団員)の出動状況をみると、火災等(火災、救助活動、風水害等の災害、捜索、誤報等及びその他をいう。)への出動回数は106万8,127回で、出動延人員は781万8,611人である。また、1日平均にすると2,926回、29.5秒に1回の割合で出動したことになる。

このうち、消防団員の火災等への出動回数は19万7,390回、出動延人員は268万454人となっている(第2-2-1表)。

また、出動以外の警防調査や予防査察などの出向回数は259万9,317回で、延べ人員は1,524万150人となっている。

2 公務による死傷者の状況

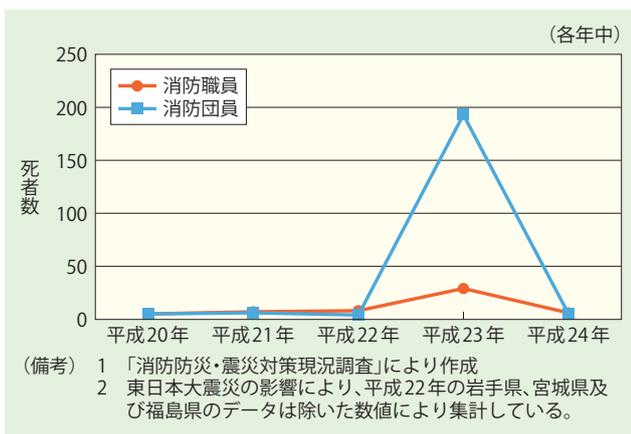
(1) 公務による死傷者の状況

平成24年中における公務により死亡した消防職団員(火災等の災害対応、演習訓練等に出勤し、職務遂行中に死亡したもの等)は11人、同じく負傷した消防職団員は2,615人である(第2-2-1図、第2-2-2図、第2-2-2表)。

なお、平成23年は、東日本大震災被災地において、住民の避難誘導、水門閉鎖等の業務に従事した消防職団員が津波により被災したため、他年に比べて大幅に死傷者が増加した。

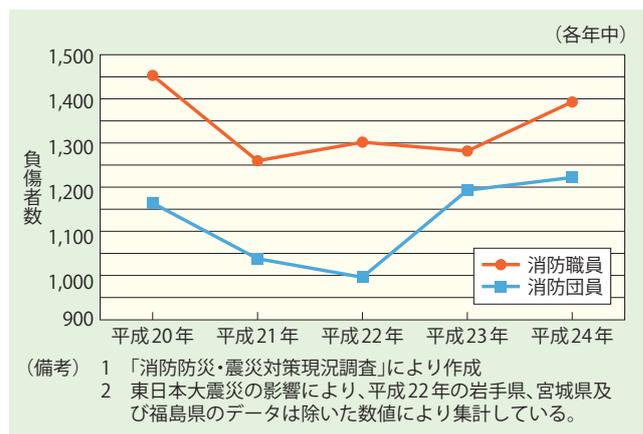
第2-2-1図

消防職員及び消防団員の公務による死者数の推移



第2-2-2図

消防職員及び消防団員の公務による負傷者数の推移



第2-2-2表

消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

(平成24年中)(単位:人)

区分		消防職員	消防団員	計	構成比(%)
火災	死者	3	0	3	27.3
	負傷者	257	207	464	17.7
風水害等の災害	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	19	22	41	1.6
救急	死者	1	0	1	9.1
	負傷者	244	0	244	9.3
演習訓練	死者	1	0	1	9.1
	負傷者	478	838	1,316	50.3
特別警戒	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	1	14	15	0.6
捜索	死者	0	0	0	0.0
	負傷者	2	8	10	0.4
その他	死者	1	5	6	54.5
	負傷者	392	133	525	20.1
計	死者	6	5	11	100.0
	負傷者	1,393	1,222	2,615	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 全国消防殉職者慰霊祭

全国消防殉職者慰霊祭は、昭和57年（1982年）から毎年執り行われており、平成25年は、防災の任務を遂行中、不幸にして尊い犠牲となられた全国消防殉職者並びに消防協力受難者の功績を称え、その御霊に深甚なる敬意と感謝の意を捧げることを目的として、消防庁の後援により、9月12日に厳粛に執り行われた。

3 勤務条件

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の勤務条件は、火災出動等24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩については、一般職員と異なった定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な上命下服を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図るなどの対応は、明確性及び透明

性の観点から問題があり、条例により一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を採用することが望ましい。

なお、消防職員の平均給料月額、平成24年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢39.8歳で30万9,417円であり、一般行政職の場合は平均年齢43.1歳で33万1,189円となっている。一般行政職より消防職員の平均給料月額が低い理由のひとつに、消防職員の平均年齢が若いことが考えられる。

また、消防職員の平均諸手当月額9万3,349円であり、出動手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。

2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日をとる制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務し、一定期間で週休日をとる制度である（第2-2-3表、第2-2-4表）。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べるこ

第2-2-3表 消防本部における交代制勤務体制

（平成25年4月1日現在）

勤務体制別消防本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
770	477	219	56	18
	62.0%	28.4%	7.3%	2.3%

- （備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部をいう。

第2-2-4表 勤務体制別消防吏員数

（平成25年4月1日現在）

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	30,263	80,783	44,436	3,423	158,905
	19.0%	50.8%	28.0%	2.2%	100.0%

- （備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 勤務体制別の「その他派遣職員等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部（署）以外の部署に勤務する職員等をいう。

とにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

平成24年度においては、全国784消防本部中780本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された5,067件の意見について審議された。平成24年度においては、審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の37.8%を占めた。また、平成23年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の48.9%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見も見られる（第2-2-5表、第2-2-6表、第2-2-7表、第2-2-8表）。

エ 公務災害補償

消防職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）には、地方公務員災害補償法の定めるところにより、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償が支給される。また、福祉事業により、必要に応じ社会復帰に要する費用や遺族への援護資金も支給される。

第2-2-5表 消防職員委員会の審議結果

(平成24年度)

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,878	743	547	93	431	64
	37.1%	14.7%	10.8%	1.8%	8.5%	1.3%
被服・装備品	1,688	665	448	35	508	32
	33.3%	13.1%	8.8%	0.7%	10.0%	0.6%
機械器具・その他の 施設等	1,501	505	325	56	364	251
	29.6%	10.0%	6.4%	1.1%	7.2%	5.0%
計	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347
	100%	37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%

(備考) 1 「平成24年度消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-2-6表 平成23年度に消防職員委員会において審議された意見の実施状況

(平成24年度末現在)

「実施が適当」とされた 意見数(A)	既に実施された件数 (B)	割合 (B)/(A) × 100
2,050件	1,003件	48.9%

(備考) 「平成24年度消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

また、消防職員が火災の鎮圧等の職務に従事し、そのために公務上の災害を受けた場合、障害補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的な加算措置がなされる。

平成24年度に発生した消防職員の公務上の災害のうち地方公務員災害補償基金が受理した公務災害認定請求件数及び通勤災害認定請求件数は1,582件であり、前年度に比べ11件減少している（平成25年10月1日現在速報値）。

オ 消防長及び消防署長の資格の基準

消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）で定めているところであるが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による消防組織法第15条の改正により、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされた。このため、各市町村が条例を制定するに当たって参酌すべき基準が、市町村

第2-2-7表 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
20年度	806本部	804本部	99.8%
21年度	803本部	801本部	99.8%
22年度	802本部	796本部	99.3%
23年度	798本部	791本部	99.1%
24年度	784本部	780本部	99.5%

(備考) 「平成24年度消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第2-2-8表 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議 件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
20年度	5,008	1,888 37.7%	1,397 27.9%	217 4.3%	1,210 24.2%	296 5.9%
21年度	5,149	2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
22年度	4,971	1,836 36.9%	1,371 27.6%	229 4.6%	1,209 24.3%	326 6.6%
23年度	5,253	2,050 39.0%	1,422 27.1%	169 3.2%	1,319 25.1%	293 5.6%
24年度	5,067	1,913 37.8%	1,320 26.1%	184 3.6%	1,303 25.7%	347 6.8%
累計 (8年度～24年度)	91,563	37,025 40.4%	26,005 28.4%	4,661 5.1%	20,284 22.2%	3,588 3.9%

(備考) 1 「平成24年度消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）で定められ、消防組織法の改正とともに、平成26年4月1日から施行されることとなった（第2-2-9表）。

（2）消防団員の処遇改善

消防団員は、大規模災害時には昼夜を分かたず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行っており、消防団員の処遇については、十分に配慮し改善していく必要がある。

ア 報酬・出勤手当

市町村では、条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給している。支給額や支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないが、支給額の低い市町村においては、これらの支給を定める制度の趣旨からも、引上げ等の適正化を図る必要がある。特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる場合の出勤手当については、充実を図るべきと考えられる。

なお、平成25年度の消防団員報酬等の地方交付税算入額は、第2-2-10表のとおりである。

第2-2-9表

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

	職	期間
消防長の資格の基準	消防署長等	1年以上
	消防団長	2年以上
	市町村の長の直近下位の内部組織の長等	2年以上
消防署長の資格の基準	消防司令以上	1年以上
	消防司令補以上	3年以上
	消防団の副団長等	3年以上かつ教育訓練を受講

第2-2-10表

消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位:円)

項目	平成25年度
報酬	
団員(年額)	36,500
団長(年額)	82,500
出勤手当(1回当たり)	7,000
公務災害補償負担金	
人口1人当たり	3.5
団員1人当たり	1,900
退職報償金負担金	
団員1人当たり	19,200

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合もある（第2-2-2表）。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。なお、療養補償及び介護補償を除く各種補償の額の算定に当たっては、政令で補償基礎額が定められている（第2-2-11表）。

消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

火災、風水害等においては民間の消防協力者等が死傷する場合もある（第2-2-12表）。この消防協力者等に対しては、消防法等の規定に基づき、市町村が条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされている。消防協力者等の災害補償内容

第2-2-11表

補償基礎額改定状況

(各年度中)
(単位:円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
15	団長、副団長	12,600	13,500	14,400
	分団長、副分団長	10,800	11,700	12,600
	部長、班長、団員	9,000	9,900	10,800
16~17	団長、副団長	12,740	13,340	14,200
	分団長、副分団長	10,740	11,600	12,470
	部長、班長、団員	9,000	9,870	10,740
18~25	団長、副団長	12,400	13,300	14,200
	分団長、副分団長	10,600	11,500	12,400
	部長、班長、団員	8,800	9,700	10,600

第2-2-12表

消防協力者等の死傷者数の推移

(各年度中)
(単位:円)

項目	年度	19	20	21	22	23	24
死者		1	2	1	0	6	0
負傷者		97	92	123	71	82	70
計		98	94	124	71	88	70

(出典:消防基金調べ)

は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められること以外は団員に対するものと同様である。

ウ 福祉事業

公務上の災害を受けた団員又はその遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるが、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村については、消防基金又は指定法人がこれら市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、傷病・障害の援護、介護の援護及び就学の援護等となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。なお、条例（例）によれば、その額は勤務年数5年以上10年未満の団員で14万4,000円、勤務年数30年以上の団長で92万9,000円となっている（第2-2-13表）。

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年（1956年）に、市町村の支給責任の共済制度として、消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年（1964年）には、退職報償金の支払制度が、昭和47年（1972年）には、福祉事業の制度がそれぞれ確立した。

消防基金の平成24年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況については、延べ2,613人に対し、20億319万円となっている（第2-2-14表）。また、福祉事業の支給額は、延べ1,048人に対し7億5,165万円となっている。

消防基金の平成24年度の退職報償金の支払額は、

47,327人に対し約158億円となっている。

カ 消防団員等が災害活動等で使用した自家用車に損害が生じた場合の見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正され、平成14年度から、消防基金は、消防団員等が災害活動で使用した自家用車に損害が生じた場合に、見舞金（上限10万円）を支給する事業を実施している。平成24年度の支払状況は、延べ283人に対し2,691万円となっている。

キ 乙種消防設備士及び丙種危険物取扱者資格の取得に係る特例

消防団の活性化に資するとともに、消防団員が新たに取得した資格を活用し、更に高度な消防団活動を行える環境の整備を目的として、消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る科目の一部を免除する特例が創設された（平成14年7月）。

危険物取扱者（丙種）に関しては団員歴5年以上で消防学校の基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者が、消防設備士（乙種第五類・第六類）に関しては団員歴5年以上で消防学校の専科教育の機関

第2-2-14表

消防基金の公務災害補償費の支払状況

（平成24年度）

区分	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,602	288,892
休業補償	193	56,923
傷病補償年金	3	7,586
障害補償	110	213,759
介護補償	16	7,100
遺族補償	674	1,419,681
葬祭補償	15	9,244
小計	2,613	2,003,185

（出典：消防基金調べ）

第2-2-13表

退職報償金支給額

（平成25年度）（単位：千円）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189	294	409	544	729	929
副団長	179	279	379	484	659	859
分団長	169	268	363	463	609	799
副分団長	164	253	338	428	574	759
部長及び班長	154	233	308	388	514	684
団員	144	214	284	359	469	639

科を修了した者が、それぞれ適用対象とされている。

4 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防は、労働安全衛生法に規定する安全管理者及び安全委員会の設置が義務付けられていないものの、消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制の整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

また、近年、各種災害の事象が複雑多様化・大規模化する様相を強めているとともに、警防活動時及び訓練時などでの公務による死傷事案も依然として発生している状況を改善するため、平成22年度から平成23年度にかけて開催した、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」等における検討結果を踏まえ、両マニュアルの見直しを行った。

さらに、東日本大震災により消防職団員281名が犠牲になるなど、改めて消防本部及び消防団の安全管理のあり方が問われることになったことから、警防活動時等における安全管理マニュアルについて、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」や「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」等における安全管理に関する検討結果を踏まえ、特に津波災害時における消防職団員

の警防活動時における安全管理について検証を行い、平成25年度中に見直しを行うこととしている。

また、消防職員の衛生管理についても、「消防における衛生管理に関する規程」を示すなどの対応を行っている。

(2) 消防団員の安全対策

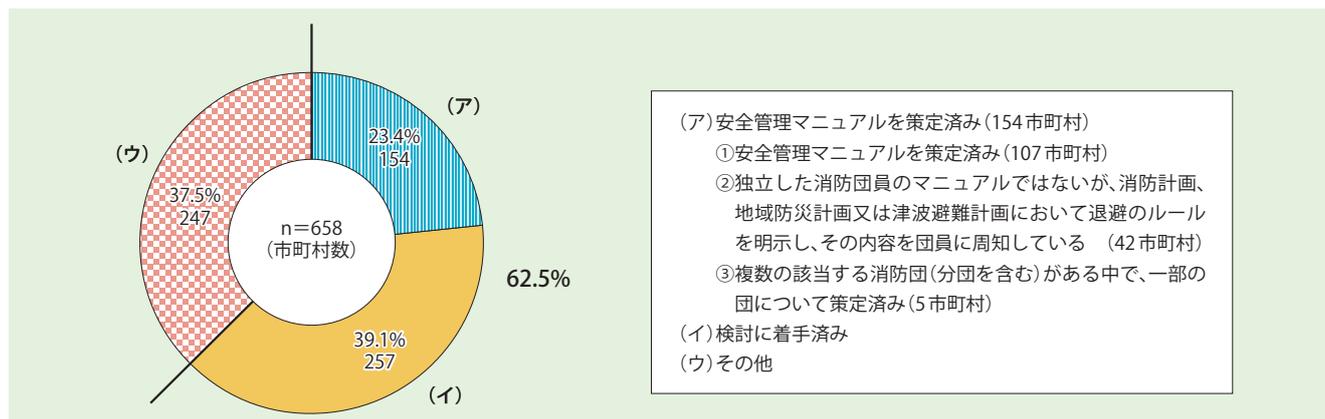
東日本大震災において、被災地の消防団員は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の搜索、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254名にも上る消防団員が犠牲となったことを受けて、消防庁では、平成23年11月から、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を開催し、その報告を踏まえ、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」を通知し、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を促進してきた。

同マニュアルの策定状況等について、海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村に対し調査を行った（第2-2-3図）。調査結果によると、約6割の市町村において安全管理マニュアルが策定済み又は検討に着手済みである一方で、約4割の市町村においては検討に着手していないという状況であった。

消防庁では、安全管理マニュアルの策定に未着手の市町村に対しては早急な着手を働きかけ、また、

第2-2-3図 安全管理マニュアル策定状況(平成25年4月1日現在)



安全管理マニュアル策定済みの市町村にあっても、マニュアルに基づく研修・訓練の積極的な実施や水門等の閉鎖活動についての検討等を推進していただくよう働きかけていくこととしている。

また、平成24年度補正予算においても、消防団員の安全確保を図るために必要な資機材・車両を市町村に無償で貸し付け、東日本大震災の教訓を踏まえた安全管理マニュアル等に基づく訓練を実施することとしている。

(3) 惨事ストレス対策

消防職員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があるが、各消防本部においては、情報不足や専門家が身近にいないことなどが課題とされていた。

消防庁では、消防職員が惨事ストレスにさらされる危惧のある災害が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言等を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設して以来、平成25年10月1日現在53件の派遣実績がある。

なお、東日本大震災においても、凄惨な現場も多く、活動にあたった多くの消防職団員に惨事ストレスの発生が危惧されたことから、消防庁では、平成23年度に被災地の延べ8消防本部、8消防団に、平成24年度には4消防団に、「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣するとともに、平成23年度には、岩手県、宮城県及び福島県をはじめ、全国主要都市において、惨事ストレスセミナー及び個別相談会を9回開催し、惨事ストレスに対するケアを行った。

平成24年度には、東日本大震災における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、より効果的な惨事ストレス対策の充実強化を図るために設置した「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」において、消防本部及び消防団における惨事ストレス対策に関する実態調査及び分析を行い、その結果を報告書として取りまとめた。

今後は、この検討結果を踏まえ、消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発、

おおむね都道府県域を範囲とした広域的な体制整備、消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進、緊急時メンタルサポートチームの充実強化などの取組を進めていくこととしている。

(4) 事故事例の情報収集等

平成15年中に相次いで発生した消防職団員の殉職事故を契機として、消防庁では、今後の再発防止に資するため「消防活動における安全管理に係る検討会」を開催し、安全確保策の充実強化策などについて検討を行い、平成16年11月に報告書を取りまとめた。これを受け、安全管理のための情報共有化方策として、「消防ヒヤリハットデータベース（消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム）」の運用を開始した（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/>）。

5 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は第2-2-22表のとおりである。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。国の栄典制度については、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、平成14年8月の閣議決定により危険業務従事者叙勲の創設や勲等の簡素化などの見直しが行われ、平成15年秋から改正後の同制度が実施された。

○叙位 国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、栄誉を称えるものであり、1946年（昭和21年）の閣議決定により生存者に対する運用は停止され、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

○叙勲 国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員などが対象となっており、以下の種類に分けられる

(第2-2-15表)。

平成20年秋以降の叙勲に係る改正事項は以下のとおりである。

〔春秋叙勲について〕

- ・市町村合併前に消防団長の階級にあり、合併後に副団長となった場合、合併前団長歴が5年以上の者については、合併後についても団長格として扱うこと
- ・消防団の規模や方面隊長の階級等一定の要件を満たす方面隊の隊長については、団長格として扱うとともに、市町村合併に伴い合併した消防団に設けた方面隊については、一定期間特例を設け、小規模な方面隊であっても隊長を団長格として扱うこと

〔危険業務従事者叙勲について〕

- ・春秋叙勲の対象となっていた消防吏員のうち、消防監以下の階級の者は危険業務従事者叙勲の対象としたこと

○褒章 自己の危難を顧みず人命救助に尽力した

者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に尽力した者、その他公益の為私財を寄附した者等に対して褒章を授与して榮譽を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び婦人（女性）防火クラブ役員などが対象となっており、以下の種類に分けられる（第2-2-16表）。

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では安全功労者表彰と防災功労者表彰がある。総務大臣表彰受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する（第2-2-17表）。

平成24年度においては、平成23年11月9日に消防庁が実施した「消防職団員への感謝の集い」にて東日本大震災の被災地における救出・救助等災害活動に尽力した功績により総務大臣表彰を受賞した

第2-2-15表 叙勲

種類	内容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付で授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付で春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付で授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

第2-2-16表 褒章

種類	内容
紅綬褒章	火災等に際し、身を挺して人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び婦人（女性）防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

第2-2-17表 内閣総理大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。

第2-2-18表 総務大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功績があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び婦人（女性）防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。

（備考）安全功労者表彰は、平成20年度までは消防庁長官表彰としていたが、民間における安心・安全への取組を更に推進するため、平成21年度より総務大臣表彰としたところである。

881団体のうち、特に功績顕著な83団体が防災功労者表彰を受賞した。

(3) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、もしくは教育又は災害の発生の防止もしくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体などについて総務大臣が表彰する（第2-2-18表）。

(4) 消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月上旬に実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-2-19表）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助など、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-2-20表）。

(5) 賞じゅつ金

災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受

け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章または功績章）の授与とあわせて支給される。

(6) 退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

(7) 消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与と内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

(8) その他

平成25年は、消防組織法が施行され「自治体消防制度」が発足して65周年を迎える年であるとともに、消防組規則の制定により全国的に統一した消防組（消防団の前身）がスタートしてから120年目を迎えることから、これらを記念して平成25年11月25日に「消防団120年・自治体消防65周年記念大会」（主催：日本消防協会、全国消防長会 後援：消防庁）が東京ドームにて開催され、内閣総理大臣表彰や総務大臣表彰など各種表彰等が盛大に執り行われた。

また、消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものは次のとおりである（第2-2-21表）。

第2-2-19表 消防庁長官の定例表彰

種類	内容
功労章	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀な消防職員及び消防団員を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員及び消防団員を対象としている。
表彰旗、竿頭綬 <small>かんとうじゆ</small>	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

第2-2-20表 消防庁長官の随時表彰

種類	内容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
顕功章 <small>けんこうしょう</small>	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
功績章 <small>こうせきしょう</small>	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
顕彰状 <small>けんしょうじょう</small>	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防火思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

第2-2-21表 消防関係の各分野における表彰

種類	内容
危険物保安功労者表彰	「危険物」の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	「危険物」の関係法令遵守、危険物の取扱いにかかる保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	「危険物」の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	「危険物」に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもの又はユニバーサルデザインの推進に資するもので、他の模範となるものの設置者、施工者、設計者又は開発者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰	消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体や自主防災組織等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、幅広い視点からの効果的な取組を推奨し、災害に強い安心・安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	都道府県の推薦により地域防災力の向上や消防団員の確保に寄与した消防団及び事業所を表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブや少年消防クラブ指導者を表彰している。

表彰の種類	区分	担当課室	表彰時期	表彰者数等 ^(備考1)				
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
叙位		総務課	随時	276	252	306	391(15)	357
叙勲								
○春秋叙勲		総務課	毎年春秋	969	1,151	1,221	1,255	1,201
○危険業務従事者叙勲		総務課	毎年春秋	1,212	1,229	1,239	1,234	1,241
○高齢者叙勲		総務課	毎月1日付	32	42	56	86	90
○死亡叙勲、緊急叙勲		総務課	随時	239	224	205	467(218)	226(1)
褒章								
○紅綬褒章		総務課	毎年春秋	10	13	8	16	12
○黄綬褒章		総務課	毎年春秋	7	9	10	8	12
○藍綬褒章		総務課	毎年春秋	125	128	140	146	150
○紺綬褒章		総務課	随時	13	17	9	12	7
内閣総理大臣表彰								
○安全功労者表彰		総務課	7月上旬	6	6	6	6	7
○防災功労者表彰 ^(備考2)		総務課	9月上旬	7	8	7	—	83
総務大臣表彰								
○安全功労者表彰 ^(備考3)		総務課	7月上旬	—	40	32	29	26
○消防功労者表彰		総務課	7月上旬	21	15	17	12	12
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	14	15	14	15	17
消防庁長官表彰								
○功労章		総務課	3月上旬	220	220	220	174	180
○永年勤続功労章		総務課	3月上旬	2,900	2,900	2,899	2,894	2,893
○表彰旗		総務課	3月上旬	48	46	48	30	51
○半頭綬 ^{かんとうじゆ}		総務課	3月上旬	38	30	24	3	2
○特別功労章		総務課	随時	—	3	4	223(222)	2(1)
○顕功章 ^{けんこうしょう}		総務課	随時	2	1	—	2	1
○功績章 ^{こうせきしょう}		総務課	随時	—	3	1	1	—
○国際協力功労章		総務課	随時	19	19	—	33	—
○顕彰状 ^{けんしょうじょう}		総務課	随時	—	2	2	1	—
○表彰状		総務課	随時	—	—	2	5(3)	—
○賞状		総務課	随時	—	9	—	—	—
○賞じゆつ金		総務課	随時	3人 3,210万円	6人 6,570万円	5人 7,670万円	225人(221人) 668,080万円 (663,000万円)	3人(1人) 6,230万円 (3,000万円)
○報賞金		総務課	随時	—	2人 150万円	4人 350万円	4人(3人) 7,660万円 (7,560万円)	—
○退職消防団員報償 ^(備考4)								
・1号報償		総務課	年4回	9,170	8,814	8,724	8,232	8,964
・2号報償		総務課	年4回	15,938	15,259	14,723	14,205	14,205
○感謝状		各課室	随時	2	1	1	141(141)	—
○安全功労者表彰 ^(備考3)		総務課	7月上旬	30	—	—	—	—
○防災功労者表彰		総務課、防災課	随時	7	2	6	8	14
○危険物保安功労者表彰		危険物保安室	6月上旬	25	39	23	19	26
○優良危険物関係事業所表彰		危険物保安室	6月上旬	31	41	30	29	26
○危険物安全週間推進標語表彰		危険物保安室	6月上旬	1	1	1	1	1
○危険物事故防止対策論文表彰		危険物保安室	6月上旬	2	2	1	1	2
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	6	10	9	9	8
○消防設備保守関係功労者表彰		予防課	11月上旬	15	15	15	25	25
○優良消防用設備等表彰		予防課	11月上旬	24	40	31	62	16
○消防機器開発普及功労者表彰		予防課	11月上旬	25	25	25	24	25
○消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰		消防研究センター	10月下旬	14	21	17	17	23
○防災まちづくり大賞		防災課	1月下旬	5	6	5	3	4
○消防団等地域活動表彰		防災課	2月下旬	86	64	56	34	34
○優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰		防災課	3月下旬	57	67	60	62	59

(備考) 1 平成23年度及び24年度の表彰者数等のうち、括弧書きの数字については、東日本大震災に関連して実施した表彰における表彰者数等である。
 2 平成23年度内閣総理大臣表彰(防災功労者表彰)は未実施である。
 3 安全功労者表彰は、平成20年度までは消防庁長官表彰としていたが、民間における安心・安全への取組を更に推進するため、平成21年度より総務大臣表彰としたところである。
 4 退職消防団員報償の1号報償は勤続25年以上の者が対象、2号報償は勤続15年以上25年未満の者が対象である。
 5 防災まちづくり大賞は、平成21年度から平成23年度までの主催者が一般財団法人消防科学総合センター及び一般財団法人日本防火・危機管理促進協会であったため、数字に下線を引いている。